

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

関係省庁 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

復興庁 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

# 用地取得加速化プログラム（仮称）の概要

主な事業
財産管理制度の活用 (注) ◆は裁判所における取組
所有者等が不明の場合
土地収用手続の迅速化
事業手続の簡素化・工夫等
自治体の用地事務支援（ノウハウの提供）

公共インフラ関係 (防潮堤・道路等)	津波復興拠点 整備事業	災害公営住宅 整備事業	防災集団移転 促進事業	土地区画整理 事業
<p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産管理人の候補者確保等の協力を最高裁、日弁連、日司連に要請</li> <li>◆手続の簡素化（行方不明届等の活用）</li> <li>◆手続の迅速化（申立書類の審査から調査嘱託までを短期間で実施）</li> <li>○◆手続に関するQ &amp; Aモデルの作成</li> <li>◆裁判所の態勢の整備</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆財産管理人の候補者の確保（岩手93名、宮城167名）</li> <li>※25年6月段階</li> <li>○◆<b>家裁・復興局の連携による市町村訪問</b></li> </ul>	<p>【復興事業における新たな特別措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>財産管理人の候補者の拡大(岩手157名、宮城255名、福島69名)(福島につきさらに75名を確保予定)</b></li> <li>→不足が見込まれる時は、3県以外の弁護士会、司法書士会からも候補者を確保</li> <li>◆仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体に対し、Q &amp; Aを送付</li> <li>◆手続の迅速化等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興事業における自治体申立てについては、従来の住所地ではなく不動産の所在地の家庭裁判所での申立てや、買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出等、申立てや提出書類等の点において、より柔軟に対応</li> <li>・選任申立てから選任までの期間（必要な書類が揃っているなどの場合）：1ヶ月程度→1～2週間程度</li> <li>・権限外行為許可（土地売買の許可等）の申立てから許可までの期間（必要な書類が揃っているなどの場合）：3週間程度→1週間程度</li> </ul> </li> <li>【選任状況】</li> <li>・25年4月以降18件選任（平成25年9月20日時点。復興関連のものに限る。）</li> </ul>	<p>【復興事業における新たな特別措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○早期の事業認定申請</li> <li>・復興事業について事業認定申請手続を早期に行うことが可能である旨通知（3年8割を待たずに収用手続に移行）</li> <li>○不明裁決の手続を起業者向けに明確化・周知</li> <li>○収用委員会の裁決手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有</li> </ul>	<p>用地買収を前提としない土地区画整理事業については、土地所有者が不明の場合でも仮換地指定等の法定手続を行うことが可能であり、個々の土地所有者の同意は不要。なお、自治体が公共用地を先行買収する場合に、不明者がいれば、左記のスキームの活用が可能。</p>	<p>○住宅団地の位置等の変更を柔軟に行えるよう、<b>届出だけで計画変更</b>ができる範囲を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国土調査の成果の活用や官民境界を実測した上で民地の内訳は<b>登記簿面積で按分</b>するなどの工夫について通知発出</li> </ul> <p>○仮換地指定の前であっても、起工承諾を得られた箇所から順次工事を実施することが可能である旨を通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者不明の場合、通知に代えて公示送達によることのできる旨を通知（そもそも個々の地権者の同意は不要）</li> <li>○地番・区画が公図上明らかでない土地について、施行地区内に存することを確認できれば、地図訂正は不要</li> </ul>
<p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業認定手続について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定手続の準備作業の早期着手、前広な情報共有</li> <li>・土地収用法上の事前説明会の開催方法の効率化</li> <li>・事業認定の審査の迅速化（通常3ヶ月→2ヶ月以内に）</li> </ul> </li> <li>○収用裁決手続について指名委員制度の活用や収用委員会事務局の体制強化を通知</li> <li>○土地収用に関する実務研修の実施</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○用地取得加速化モデルにおいて、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類の早期概成（県は当初1～2年要すると懸念→<b>着手後4ヶ月で概成</b>）</li> <li>・収用法の説明会と用地説明会を兼ねて開催（3ヶ月前倒し）</li> <li>・事業認定の申請から告示まで<b>約50日で完了</b></li> </ul> </li> </ul>	<p>※50戸未満の災害公営住宅事業、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業は収用事業の対象外</p>	<p>【復興事業における新たな特別措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相続や共有などにより権利者が多数の用地の処理方法の周知</li> <li>○市町村ごとに担当者を決め、定期的に訪問するとともに、要望に応じて個別にきめ細かく支援</li> <li>○特に用地取得業務の外注を強く推進</li> </ul>	<p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係省庁等からなる実務支援チームによる支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地事務の外注促進（東北地整局の事例紹介、補償コンサルタントのリスト提供等）</li> </ul> </li> <li>○財産管理制度、相続等についての出張勉強会（家裁、司法書士会と連携）の開催</li> <li>○証明書等の公用請求の迅速化（総務省、法務省から全国の自治体等へ協力要請）</li> <li>○国から司法書士会、補償コンサルタント協会等への調査の協力依頼</li> <li>○所有者の調査を委託する調査費に復興交付金を充てることができる旨を通知</li> </ul> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>のべ33市町村</b>を訪問。</li> <li>○岩手県において、モデルケース（用地取得加速化モデル）を選定し、課題解決に取り組む</li> <li>○新たに1町が補償コンサルタントに用地取得支援関連業務を外注したほか、6市町が権利者調査等の補償コンサルタント、司法書士への外注を検討、着手。</li> </ul>	<p>⇒ 財産管理人の選任申立てから権限外行為許可（土地売買の許可等）までの期間の大幅短縮へ</p> <p><b>全体で半年以上かかるとの自治体の懸念</b></p> <p>⇒ <b>裁判所の審理は最短3週間程度でも可能</b></p> <p>⇒ 事業認定手続の期間短縮 <b>3か月⇒約50日で完了</b></p> <p>⇒ 収用委員会の裁決手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有</p> <p><b>用地取得加速化モデルの知見を共有することで、今後の防潮堤等の収用手続が加速化</b></p> <p>⇒ <b>造成工事の早期着手が可能に</b></p> <p>⇒ <b>復興庁ほか関係省庁、家裁、県司法書士会等の関係者が一丸となって支援、具体の課題を解決</b></p>

## 【加速化の効果】

# 用地取得加速化プログラムの内容①（自治体の用地事務支援）

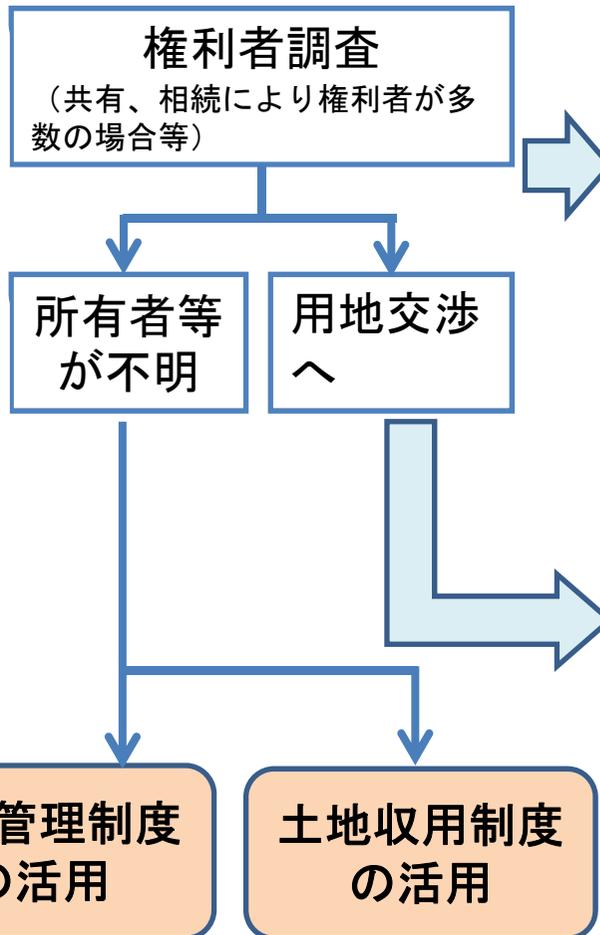
## 用地取得事務の流れ

## 加速化プログラムの具体的内容

外注実績

6市町が権利者調査等の外注を検討、着手

1町が用地取得支援業務等を外注



### 【用地取得事務全般の支援】

- 関係省庁等からなる実務支援チームによる支援
  - ・市町村ごとに担当者を決めて定期的に訪問するとともに、要望に応じて個別にきめ細かく支援。特に用地取得業務の外注を強く推進
  - ・自治体の用地職員の研修・勉強会の実施

### 【証明書等の公用請求の対応の迅速化】

- 全国の自治体において、被災地の復興事業に係る戸籍の記録事項証明書、住民票の写し等の処理を迅速化

### 【自治体のニーズに応じた外注の推進】

- 権利者調査の外注、補償説明の外注、用地交渉までの外注など自治体のニーズに応じた外注(それぞれの場合の仕様書・積算基準、外注事例を提供。また、外注先となる補償コンサルタントのリストを個々の業者の業務分野も含めて提供)
- 防災集団移転促進事業等において調査を委託する場合、復興交付金を充当
- 国交省から日本補償コンサルタント協会へ、法務省から日本司法書士会連合会へ協力依頼

### 【難しい用地取得案件の支援】

- 相続や共有などにより権利者が多数の用地の処理方法の周知

# 実務支援チームの取組の強化

(加速化措置の内容)

復興庁、関係省庁等からなる実務支援チームによる市町村の用地事務の支援(25年3月より始動)

## 1. 現在の主な対応状況

### ○津波被災市町村が抱える課題の解決を支援

- ◆平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、津波被災市町村の用地担当者が直面する課題の相談にのり、市町村の担当者と共にその解決に取り組んでいる。
- ◆被災三県のべ33市町村を訪問。

### 【主な取組実績】

#### ○用地業務の外注促進

⇒東北地方整備局の協力を得て市町村に用地交渉業務や権利者調査の外注事例を紹介

例) 1町が新たに用地取得支援業務を外注

#### ○財産管理制度の活用

⇒仙台家裁の協力を得て円滑な申立て

例) 1市が申立て、用地取得を完了するなど、活用されだす。

#### ○相続等について勉強したい

⇒宮城県、福島県の司法書士会の協力を得て、市役所・役場を訪問し職員勉強会を開催

#### ○東北地方整備局の協力を得て地権者が海外にいる場合の参考事例等を提供

#### ○復興事業に係る証明書等の公用請求の迅速化を支援すべく、復興庁から要請し、総務省、法務省が連携して全国の自治体等に協力依頼(通知発出)

## 2. 課題と今後予定している主な施策

### ○実務支援チームの取組の強化

- ◆実務支援チームの取組を更に強化し、用地取得の加速化を支援する。
- ◆具体的には、
  - ・市町村ごとの担当者を決め、定期的に訪問するとともに、要望に応じて、個別にきめ細かく支援。
  - ・特に用地取得業務の外注を強く推進。

### 【今後の主な取組】

#### ○用地業務の外注促進

⇒市町村の用地取得の業務の実態やニーズに応じた外注ができるよう支援。

#### ○財産管理制度の活用

⇒家裁の協力を得てきめ細かく支援。

#### ○外部専門家との連携

⇒岩手県の司法書士会の協力に加え、復興局、家裁、地方法務局が連携して、市役所・役場を訪問し職員勉強会を開催予定

#### ○難しい用地取得案件の支援

⇒相続や共有により所有者が多数の土地など、難しい用地取得案件について、実務支援チームが市町村を訪問し、国のノウハウを提供、きめ細かく支援。

# 相続や共有により多数の権利者がいる場合の処理方法

相続人調査に人手・時間がかかる(相続登記未了のもの。相続人の存在が不明の場合もある。)

○権利者調査の補償コンサル・司法書士への外注

○相続人の存在の不明時は相続財産管理制度の活用(申立て)

相続人・共有者所在調査に人手・時間がかかる(所在不明の場合もある。)

○所在調査の補償コンサル・司法書士への外注

○相続人等の所在不明時は不在者財産管理制度の活用(申立て)

権利者との交渉に人手・時間がかかる(遠隔地所在の場合もある。)

○交渉業務の補償コンサルへの外注(取得用地単位での外注も活用)

相続人間の遺産分割協議がすすまない(応じない者がいる。)

○収用適格事業については、土地収用制度の活用も可能

○当該用地のみの遺産分割協議も可

○調停、審判

※財産管理人が選任されている場合には、財産管理人が遺産分割の審判を裁判所に申立て可(権限外許可を得て、遺産分割の調停を成立させることも可)

# 用地取得加速化プログラムの内容②（財産管理制度）

## 手続の流れ

財産管理人の選任の  
申立て準備



財産管理人の選任の  
申立て



選任の審判



権限外行為許可(土地  
売買の許可)の申立て



権限外行為許可(土地  
売買の許可)の審判



自治体と財産管理人との間で  
土地の売買契約(売買代金は  
財産管理人が管理)

## 加速化プログラムの具体的内容

○最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、  
財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼

### 【家庭裁判所による周知・相談】

- ◆仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体に対し、
  - ・相談窓口を周知
  - ・復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&Aを送付
- ◆被災自治体の要請に応じて、自治体を個別訪問

### 【家庭裁判所における手続の簡素化・迅速化等】

- ◆震災による所在不明の場合、行方不明者届等を活用
- ◆震災復興事案における自治体申立てについては、従来の住所地ではなく不動産の所在地の家庭裁判所での申立てや、買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出等、申立てや提出書類等の点において、より柔軟に対応
- ◆申立書類の審査から調査嘱託までを短期間で実施

### 【財産管理人の候補者の確保・拡充】

- ◆弁護士会、司法書士会に依頼し、候補者を確保  
岩手県157名、宮城県255名、福島県69名(福島につき更に75名を確保予定)

- 復興局において継続的に財産管理人の需要を事前に把握
- 需要ひっ迫時に備え、他県の弁護士、司法書士の応援を要請

### 【家庭裁判所における態勢整備】

- ◆震災関連事件対応のため書記官等約25名を増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備

(注)◆は、裁判所における取組であり、法務省が最高裁事務総局から聴取したものの

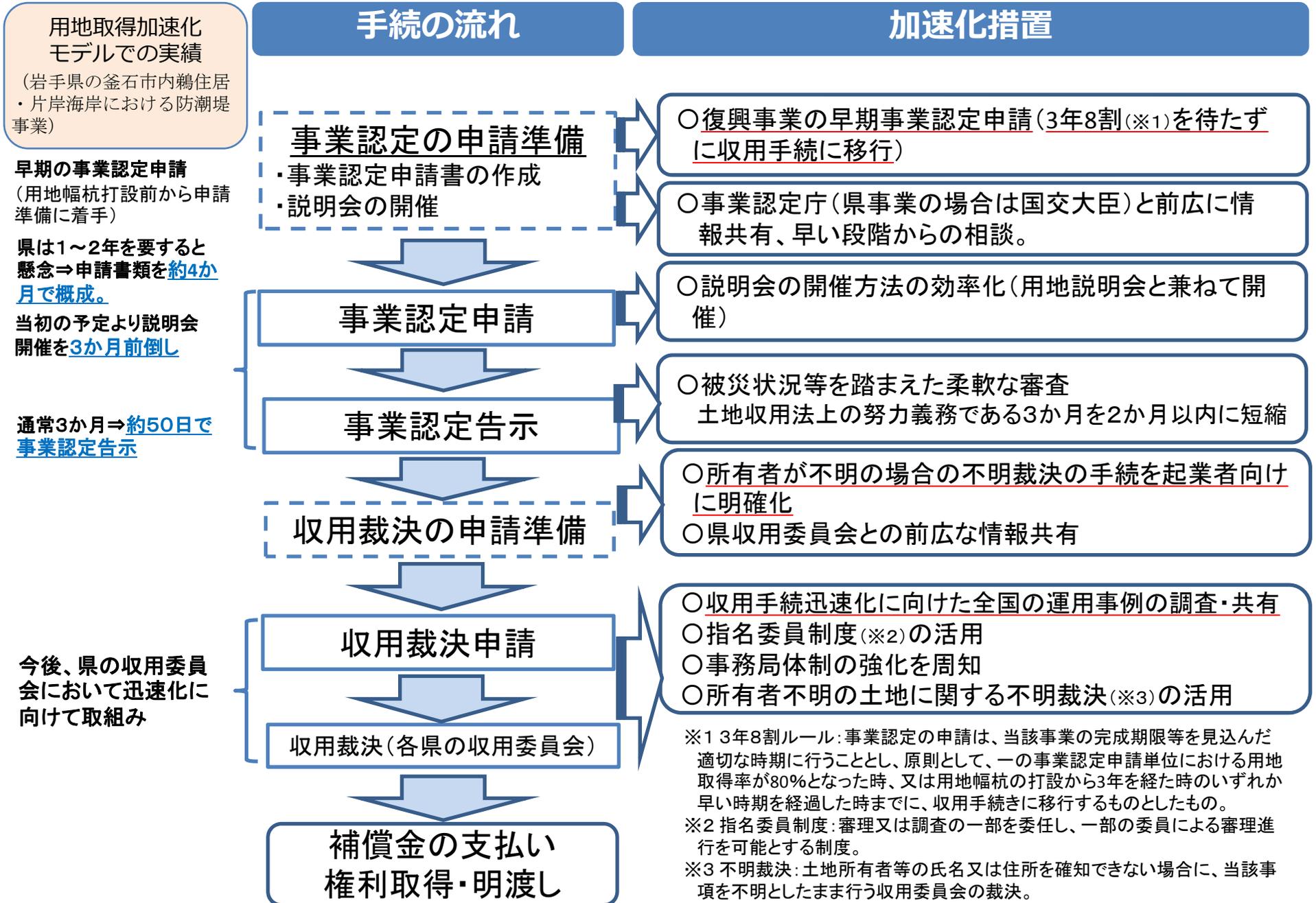
25年4月以降、22件申  
立て(9月20日時点)  
※仙台、福島、盛岡の  
各家裁の復興関連のも  
の

※必要な書類が揃っ  
ているなどの場合  
1か月程度  
↓  
1~2週間程度

財産管理人選任の申立  
てがあった22件につ  
いて、  
取下げ(3件)、選任手  
続中(1件)のものを  
除き、全  
て選任済み。

※必要な書類が揃っ  
ているなどの場合  
3週間程度  
↓  
1週間程度

# 用地取得加速化プログラムの内容③（土地収用制度）



## 加速状況の見える化（加速化の支援）

復興の加速化に向けては、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置とあわせ、現地の住宅や公共インフラの推進状況を分かり易く見せ、見通しを示すとともに、情報を共有化する「見える化」が重要。

### 取組① 進捗状況の見える化

～「見える化」により復興への希望を示して加速化を支援～

- ・見える化のワンストップ（復興庁ホームページ）
- ・「つちおと情報館」の運用開始
- ・「まるふくマーク」の共通利用

### 取組② 加速化措置の見える化

～加速化措置の周知徹底を図り、活用を推進し、加速化を支援～

- ・「加速化措置一覧表」の公表（復興庁ホームページ）  
（関係通知及び施策の周知）

# 取組① 進捗状況の見える化（見える化のワンストップ）

- 復興庁ホームページにおいて復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見せる取り組みを実施

## 【ここで見える復旧・復興状況（ポータルページ）】

○平成25年3月29日開始

### 【住宅・公共インフラの復旧・復興情報】

- 国による事業計画と工程表・指標
- 県・市町村による工程表・指標
- 除染に関する情報（5月28日開始）
- 住まいの復興工程表
- 最近の着工式・完工式一覧
- 復興まちづくり事業カルテ
- 復興アルバム（定点観測写真）（5月28日開始）
- つちおと情報館（9月27日開始）

### 【まるふくマーク】

（9月27日 関係機関との共通利用を公表）

- 「まるふくマーク」とは
- 「まるふくマーク」の取組にご賛同下さい 等

○平成25年5月28日開始

### 【医療・福祉・教育の復旧・復興情報】

- 医療・福祉の復旧・復興状況
- 学校施設の復旧・復興状況 等

### 【産業・生業の復旧・復興情報】

- 被災地の水産業、農林業、商工業・観光業の情報の復旧・復興情報
- 復興特区制度の活用状況
- 被災地域の雇用の状況 等

### 【地域からの復興情報】

- 各市町村の復興計画、復興推進計画
- 現地からの復興だより 等

# 取組① 進捗状況の見える化（つちおと情報館（1））

- 「つちおと情報館」では、復興の加速化に向けて、個々に存在していた住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報、関連する詳細情報などをまとめて、視覚的に分かり易く提供

[つちおと情報館の画面イメージ(災害公営住宅事業の例)]

[つちおと情報館の3つのポイント]

## つちおと情報館[宮城県]

### 田子西地区（たごにしちく）



復興アルバム(定点観測写真)「田子西地区」

#### ・事業概要:

田子西土地区画整理組合施行で面積16.3haの地域に整備した災害公営住宅。

南側は国道4号バイパスに接続する都市計画道路定禅寺通上田子線に接し、東側は仙台港及び仙台東部道路へ連絡する都市計画道路(幅員16m~17m)、鶴ヶ谷仙台港線に接する主要幹線の交差する位置にあり、JR仙石線「福田町駅」まで約1kmの交通利便性の高い地区。

地区の南側を商業用地とし店舗等の誘致を予定、北側街区に中庭を中心に中層住棟を配置し、屋上に太陽光パネルを設置するほか、太陽光発電用の蓄電池等を備える「エネルギーセンター」を建設予定。また地区内に障害児親子通園施設を併設する災害公営住宅事業。

- ・事業主体: 仙台市
- ・造成予定戸数: 176戸
- ・完工予定: 2015年3月
- ・[工程表\(住まいの復興工程表\)](#)
- ・[事業範囲\(地図情報\)](#)

クリック⇒次ページ①へ

クリック⇒次ページ②へ

クリック⇒次ページ③へ

#### □ポイント1:

「事業概要」、定点観測写真を掲載する「復興アルバム」、「工程表」や、「地図情報」などの関連情報を、事業地区毎に一元的に見られるようにまとめた。

#### □ポイント2:

住宅再建等の事業概要は、各地区のまちづくりのコンセプトや住まいの工夫などを居住者の目線で出来る限り記載

#### □ポイント3:

14事業、131箇所を掲載



# 取組① 進捗状況の見える化（まるふくマーク）

- 「復旧・復興の進捗情報」の充実に加え、それらの情報まで導く「まるふくマーク」を復興庁のみならず、被災3県の県・市町村や、国の関係機関等においても共通の目印として利用
- これにより、何処の機関のホームページでも、進捗情報を埋没させず、容易に見られるようになる。

[復興庁ホームページでの「復」まるふくマーク掲載イメージ]

- ・ 「復」まるふくマークをクリックしていくことで、目的の「復旧・復興の進捗情報」に容易にたどり着くことができる

The image shows a screenshot of the Reconstruction Agency website. A red box highlights a banner that says "ここで見える 復旧・復興状況" (Information visible here on recovery and reconstruction status). A blue speech bubble points to this banner with the text "進捗情報なら「復」をクリック!" (Click 'Recovery' for progress information!). A red arrow points from the banner to a list of categories: "住宅・公共インフラの復旧・復興情報" (Recovery and reconstruction information for housing and public infrastructure), "医療・福祉・教育の復旧・復興情報" (Recovery and reconstruction information for medical care, welfare, and education), "産業・生業の復旧・復興情報" (Recovery and reconstruction information for industry and livelihoods), and "地域からの復興情報" (Recovery information from the region). A second red arrow points from the first category to a sub-page titled "大森町大川口地区(災害公営住宅)" (Oomori Town Okawachi Area (Disaster Public Rental Housing)), which displays a grid of photos of the housing project with dates from April to September 2013.

[賛同機関一覧： 47機関(平成25年9月27日現在)]

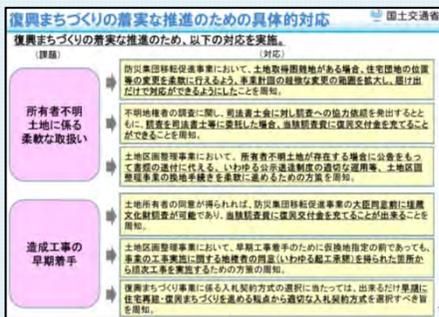
国土交通省東北地方整備局、農林水産省東北農政局、独立行政法人都市再生機構、岩手県、宮城県、福島県、並びに東北3県における一部の市町村

# 取組② 加速化措置の見える化（加速化措置一覧表）

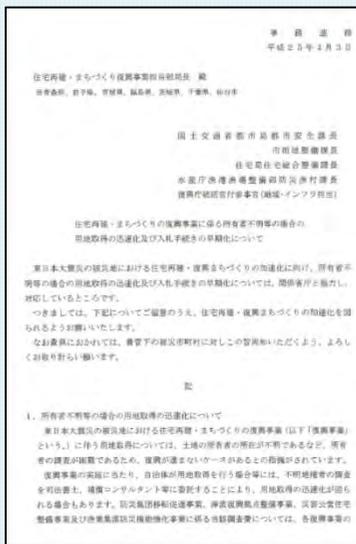
これまでの加速化措置を効果的に実現するためには関係者への周知徹底が重要であることから、各省庁における現在の周知状況（通知文書やHPでの公表など）について、復興庁ホームページに集約し、ワンストップで見られるよう公表。

## 【イメージ】

- ① 参考資料へのリンク  
各省庁の加速化措置に係る資料にリンク  
（復興庁で集約）



- ② 通知文書へのリンク  
加速化措置に係る通知文書へのリンク  
（復興庁で集約）



## 加速化措置①<住宅再建>

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	参考資料	関係省庁
1. 住宅再建等の時期の目安を公表（見える化）	住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置	-	1-1	復興庁（関連HP）
	住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標（住宅・宅地の戸数）の作成、公表	-	1-2	復興庁（関連HP）
2. 実現及び加速化のための措置を実施	入札契約方式の効率の選択について自治体へ周知	平成25年4月3日付「住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所在不明者等の場合の用地取得迅速化及び入札手続きの早期化について」	2-1	国土交通省
	土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知	平成25年3月11日付国都第312号「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」	-	国土交通省
	防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知	平成25年3月27日付国都安第183号「集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱い」	2-2	国土交通省

- ③ 各省庁で公表しているHPへのリンク  
（リンク先は各省庁管理）  
例）  
[http://www.reconstruction.go.jp/topics/post\\_162.html](http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_162.html)



住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

総務省 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

# 被災自治体への人的支援

- ① 全国の自治体からの更なる職員派遣
- ② 任期付職員等の採用支援
- ③ 公務員OB、民間実務経験者等の採用のための新たな取組

## 1. 現在の主な対応状況

○全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は約2,060人。  
(うち市町村分 約1,420人、うち県分 約640人) (H25.5.14現在) <総務省HPで公表>

※凡例: (H25.2.12現在→)H25.8.1現在

○総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数 (1,490人→)1,447人  
(H25年度) <総務省HPで公表>

充足数との差: (805人→)252人

### 【総務省における被災市町村への支援】

#### 1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

《現役職員の派遣決定数》  
(475人→)881人  
《任期付職員の派遣決定数》  
(約40人→)32人

#### 2. 被災自治体における任期付職員の採用の支援

・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言<24.2.24総行公第15号>

《採用人数》  
(約140人→)226人

#### 3. 全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】

・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築<24.11.30総行公第97号>

《リスト登録人数》  
(182人→)199人  
※採用人数 (0人→)39人

#### 4. 民間企業等の人材の活用の促進

・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備<25.3.1総行公第20号>  
・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請<25.3.8総行公第23号>  
・H25.8.19日本補償コンサルタント協会と大槌町との間で用地取得に係る委託契約を締結  
・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員を活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請。<25.3.27総行公第29・30号>

#### 【新藤総務大臣による要請】

(H25.4.23) 日本経済団体連合会 米倉会長  
(H25.5.10) 日本商工会議所 岡村会頭  
(H25.5.13) 経済同友会 長谷川代表幹事  
(H25.5.27) 日本補償コンサルタント協会 吉田会長  
(H25.6.20) 全国建設業協会 浅沼会長  
(H25.6.27) 建設コンサルタント協会 大島会長  
(H25.7.9) 全国測量設計業協会連合会 本島会長  
(H25.7.22) 日本建設業連合会 中村会長

## 2. 課題と今後の取組

○依然として252人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進

### 【1. について】

・引き続き、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

### 【2. について】

・被災自治体が行う任期付職員の採用について、復興庁と協力して広報を実施  
・今後、更に200人程度の任期付職員を採用又は採用・派遣予定

### 【3. について】

・被災市町村の採用状況を見ながら、更なる掘り起こしを行う

### 【4. について】

・引き続き、民間企業への人的支援の周知・要請を行う  
・現在、総務省で問い合わせを受けている民間企業への人的支援の働きかけを行う  
・10月1日大日本住友製薬(株)から石巻市へ2名の従業員を派遣

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

法務省 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

# 財産管理制度の円滑な活用に向けた取組

## 法務省民事局の取組

法務省民事局から最高裁判所事務総局，日本弁護士連合会，日本司法書士会連合会に対し，財産管理制度の円滑な活用につき協力を依頼

## 裁判所の取組（法務省民事局において最高裁判所事務総局から聴取したもの）

### 【自治体への周知】

- ・ 仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体へQ&Aを送付
  - ・ Q&Aは各家裁のHPでも公開
  - ・ 家裁・復興局が連携し，自治体に対して財産管理制度の説明会を実施
- ⇒ 自治体による円滑な申立てが可能に

### 関係機関との連携

### 【管理人候補者の拡大】

- 地域の弁護士会，司法書士会に対する管理人候補者の推薦依頼により，候補者を拡大
- ・ 宮城県 弁護士167名 司法書士88名
  - ・ 岩手県 弁護士63名 司法書士94名
  - ・ 福島県 弁護士69名 司法書士75名
- （※平成25年9月20日時点の人数。福島県の司法書士は確保予定人数）

### 【運用上の工夫】

- 復興事案に係る自治体申立てについて
- ・ 不在者の従来の住所地ではなく買取対象不動産の所在地の家庭裁判所への申立て
  - ・ 買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出
- をより広く許容するなど柔軟に対応
- ⇒ 申立人の負担の軽減

### 手続の迅速化・円滑化

### 【迅速な審判】

- ・ 選任申立てから選任までの期間  
1か月程度→1～2週間程度に短縮
  - ・ 権限外行為の許可申立てから許可までの期間  
3週間程度→1週間程度に短縮
- （※申立時に必要な書類が揃っていることなどが前提）

## 運用状況に対する認識

### 【財産管理人の選任状況】

財産管理人の選任申立ては22件うち，取下げ3件，選任手続中1件のほか，全て選任済み。  
（※平成25年4月1日以降9月20日までに申し立てられた復興関連のものに限る。）

- ・ 現状は，財産管理制度の運用について特段の問題は生じていないものと認識。
- ・ 引き続き，現在の取組を続けながら状況を注視し，課題が生じた場合には適切に対応する予定。

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

文化庁 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

(加速化措置の内容)

(1)発掘調査の迅速化 (2)発掘調査体制の充実 (3)発掘調査費用の確保

## 1. 現在の主な対応状況

### (1)発掘調査の迅速化

- ・従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とすることなどを通知(23年4月、25年2月)
- ・民間組織活用(福島県と広野町の事業で導入実施(25年4月)。さらに釜石市、石巻市等で説明会を開催(25年4月、5月))
- ・防災集団移転促進事業の大臣同意前に発掘調査が可能であることを通知(25年3月)  
(通知を踏まえ、大槌町と浪江町では大臣同意前から発掘調査の調整に着手)

### (2)発掘調査体制の充実

- ・全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月)へ拡充)
  - \* 24年度派遣職員・派遣元自治体に感謝状(25年5月)
  - \* 派遣職員の心身の健康管理の徹底を促す事務連絡の発出(25年7月)

### (3)発掘調査費用の確保

- ・「復興交付金」による発掘調査費用を確保(26億円(25年6月まで))

## 2. 課題と今後予定している主な施策

### (1)発掘調査の迅速化

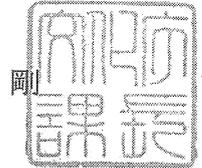
- ・被災地の各地の状況をきめ細かくフォローし、迅速化を支援する
- ・民間組織の更なる活用を促進する(民間活用に知見のある職員の短期派遣等)
- ・民間組織を導入するための仕様書を被災三県において作成する

### (2)発掘調査体制の充実

- ・平成26年度も引き続き派遣職員の確保に努める
  - \* 派遣職員の心身の健康管理の徹底
  - \* 本年10月からさらに9名の追加派遣を決定

岩手県教育委員会  
宮城県教育委員会  
福島県教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
榎 本



東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のために派遣された職員の健康管理について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施等に際して、全国から岩手県、宮城県、福島県（以下「被災三県」という。）及び被災三県内の市町村に対し、職員が派遣されているところですが、これらの職員の多くは不慣れな環境の中、単身で赴任しているという実状を鑑み、職員の心身の健康の保持を図るため、以下の点について、格段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、埋蔵文化財発掘調査を行う職員の派遣を受けている市町村に対して伝達し、その徹底を図るよう御指導ください。

記

1. 労働環境・勤務内容等、派遣職員に過度の負担をかけていないか、適宜、勤務状況を確認・管理し、必要に応じて改善を図る。
2. 健康診断の受診を徹底し、派遣職員の健康状態を把握するとともに、派遣元である地方公共団体とも情報共有を図る。
3. 心身に関するカウンセリングの場を設けるとともに、その必要性を派遣職員に周知徹底し、定期的に受診することを促す。

以上

(本件担当連絡先)  
文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門  
近江，林（内線 2879）  
電話：（代表）03-5253-4111  
（直通）03-6734-2876  
E-mail：ohmi@bunka.go.jp  
mhayashi@bunka.go.jp

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

国土交通省 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

# 復興まちづくりの加速化措置

## 1. これまでの加速化措置の主な対応状況

○以下について、通知するとともに関係会議において周知を徹底

●土地区画整理事業における起工承諾による工事着手、公示送達制度の適切な運用等による円滑な事業進捗を図るための方策について通知(H25.3.11)

【起工承諾：実績 24地区】

●防災集団移転促進事業において、土地所有者の同意により、大臣同意前に埋蔵文化材調査が可能であり、当該調査に復興交付金が充てることができる旨を通知(H25.3.15)

●防災集団移転促進事業において、土地取得困難地がある場合等に、事業計画の柔軟な変更を可能とするため、軽微な変更の範囲を拡大した旨を通知(H25.3.27)

【実績 93地区】

●不明地権者の調査における司法書士等の活用及び当該調査に復興交付金を充てることができる旨と、復興まちづくり事業の早期進捗の観点からの適切な入札契約方式の選択について通知(H25.4.3)

【司法書士、補償コンサルタント等への委託：実績 20市町村】

【うち不明地権者調査に係る委託：実績 3市町村】

※防災集団移転促進事業を実施している24市町村における実績

※【】内は8月末時点での地方公共団体アンケートによる実績

## 2. 加速化措置(第3弾)

○事業計画手続きの更なる簡素化及び防災集団移転促進事業跡地利用の促進の観点から、以下について通知

●事業計画の軽微な変更について、事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇に伴う事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の変更手続きを簡素化した旨を通知(H25.9.26)

●土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、防災集団移転促進事業により取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知。(H25.9.26)

●土地区画整理事業について事業化の段階に達していない地区において、法手続きの短縮措置の活用や起工承諾の活用、所有者不明の土地における公示送達の適切な運用の周知により、引き続き早期工事着手、事業の円滑な進捗を図っていく。また、取組事例を公表・周知する予定。

●国、県、UR、補償コンサルタント等が連携し、補償コンサルタントの活用等による土地取得の円滑化を支援するとともに、工夫事例等について被災自治体に情報提供を予定。

## 背景

- 土置き場の確保や跡地利用の促進の観点から、防災集団移転促進事業跡地について、土地の集約などに関する要望がある。
- これまで、防災集団移転促進事業跡地は、土地の集約化は想定していなかったことから、譲渡、交換等については制限的に運用。

## ガイダンスの明確化

- 土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、防災集団移転促進事業により取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化し、その旨を通知。  
(平成25年9月26日)

### 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について (ガイダンス)の一部改正について(平成25年9月26日) 概要

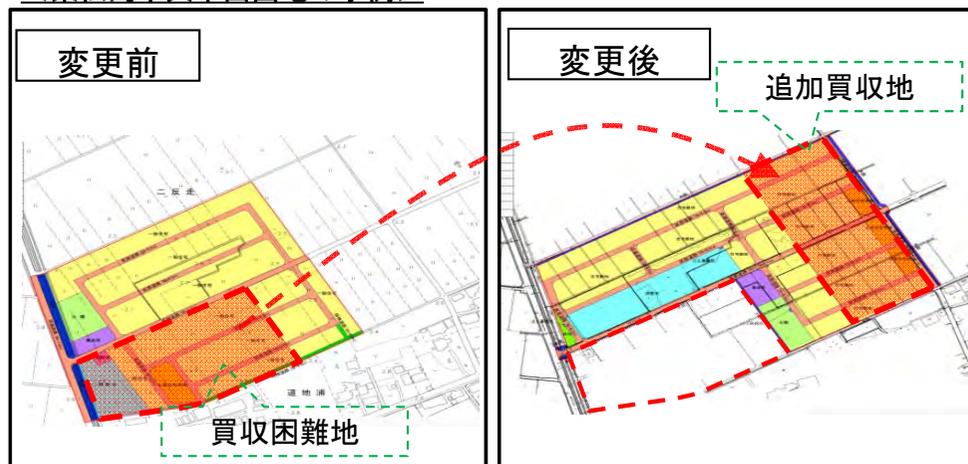
- ◆防集跡地は、公共施設用地や産業用地の確保、土地造成に係る発生土や資機材置き場の確保など、地域の実情に応じて、計画的に土地の譲渡、交換、集約などを行い、跡地の利用を促進していくことが重要。
- ◆これまで、譲渡、交換等について制限的に運用してきたのは、土地取得時点で他の主体に当該土地の取得意向がなく、移転を促進する上で当該地方公共団体による土地取得が不可欠であることを確認する趣旨。
- ◆但し、地方公共団体が土地を取得した後に、復興の進捗に応じて当該土地の譲渡や交換の希望が生じ、計画的な跡地利用を促進する観点から当該譲渡又は交換を行うことが必要となった場合には、譲渡・交換は可能。
- ◆この場合、譲渡又は交換を行う前に、当該土地を災害危険区域に指定し、その土地の取得に係る事業の額の確定後、財産処分の手続を行う必要がある。

## 事業計画変更の簡素化

- ▶ 防災集団移転促進事業は、比較的容易に事業計画の変更が可能な事業。
- ▶ この特性を活かし、住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで、事業の加速化を実現。

- 防災事業は道路等と異なり、特定の土地の取得が必須でない。  
事業の早期進捗を図るためには、**移転住民や地権者との合意形成の過程で、柔軟に計画変更することが重要。**

## &lt;東松島市矢本西団地の事例&gt;



- このような柔軟な計画変更を支援し、地方公共団体の事務軽減を図るため、「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体に通知。(H25.3.27)

- 補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の軽微な変更の運用について地方公共団体に通知。(H25.9.26)

※ 軽微な変更は届出で足りる事になり、変更に必要な時間と作業が大幅に削減される

## 用地取得における境界確定

防災集団移転促進事業における用地取得においては、事業主体の判断により、

- ・ 国土調査の成果の活用
- ・ 官民境界を実測した上でその中の民地の内訳を登記簿面積で按分等の手法をもちいて実測に代えることができる。  
(ただし、以下の点について留意が必要)

## ○ 関係者間の合意

事業主体は、実測に代わり国土調査等の成果を活用し、各者の地積を確定することについて、公共用地の管理者(国、県、市町村)や民地の地権者間での合意をとること。

## ○ 取得土地と隣接土地との境界確定について

取得しない移転促進区域外の隣接した土地との境界については、立ち会い等により境界を確定させる必要があること。

## ○ 分筆する場合の取り扱い

分筆については、登記制度上、実測しなければならないこと。

## ○ その他留意事項

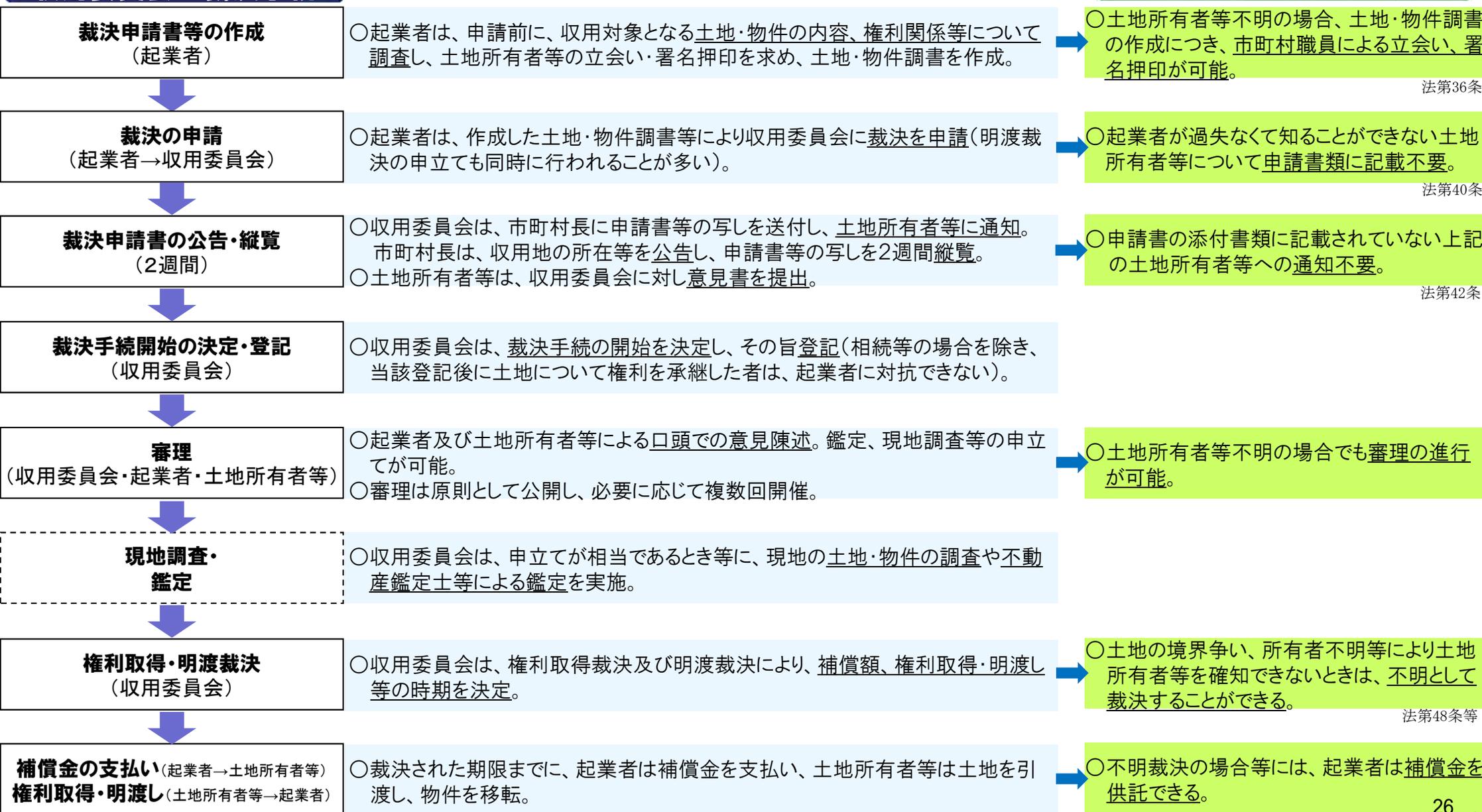
課税台帳等の記録を考慮すること。  
実測を行わずに地積を確定させることについて、妥当性を整理すること。25

# 土地所有者等不明の場合の収用裁決手続について

○土地等の調査の結果、土地所有者や相続人等を確認することができない場合、収用委員会は、土地所有者等について不明としたまま裁決し、補償金等を供託すること等により、土地収用手続を進めることが可能。

## 収用委員会の裁決手続

## 土地所有者等不明の場合



# 収用委員会による裁決手続の迅速化に向けた取組の推進

○各都道府県の収用委員会における裁決手続の運用状況を把握するため、平成24年度裁決の運用状況に関する調査を実施。  
 ○調査において明らかとなった収用手続に時間を要する論点や手続迅速化のための取組についてとりまとめ、東北地方の収用委員会の連絡協議会(9/5開催)等の場において共有し、各収用委員会における裁決手続の迅速化に向けた取組を支援。

## 裁決手続における論点

### 裁決申請・受理

○起業者が作成する裁決申請書類の記載内容が不十分。



### 手続開始決定・登記

○起業者による前提登記(相続登記、分筆登記等)に時間を要した。



### 審理

○土地の境界・所有者不明、相続に伴う権利者の変動等により権利関係が複雑。

○関係人が事業計画に関する不満等審理に関係のない事項を主張。

○委員や土地所有者等との意見・スケジュール調整。



### 現地調査

○起業者と利害関係者との間で移転先や移転方法等補償内容の争いがあり、現地調査や不動産鑑定士による鑑定等を行う必要があった。



### 鑑定

○裁決における判断事項の例  
 ・残地について、残地補償の程度、残地収用の可否や残地上の権利の存続を認めるか否かの判断  
 ・移転困難・移転料多額の物件の収用の判断  
 ・土地所有者不明等の場合の判断。

### 裁決

## 考えられる対策

○裁決申請書の作成上の留意点をマニュアルとして整理し、必要に応じて起業者からの申請前の相談に応じるなど起業者の裁決申請書類の作成面での支援を実施。

○手続開始決定後、速やかに登記手続が進められるよう、起業者において収用委員会や法務局と事前に相談を行うなど準備作業を早期化。

○登記完了までの期間を活用した調査の実施等進行スケジュールの工夫。

○起業者において、相続関係等の権利関係について可能な限り幅広く調査をしておく。

○当事者の主張内容を審理前に整理し、審理と関係のない主張を制限するなどにより、審理進行を円滑化。

○審理日程の柔軟化や指名委員制度の活用により、機動的な体制で審理を進行。

○現地調査や鑑定を何度も実施することとならないよう、あらかじめ主張内容を整理した上で実施。

○現地調査に指名委員や事務局職員を活用し、機動的に調査を実施。

○審理の現地開催等により、現地調査と審理を同日に開催するなど実施スケジュールを工夫。

○鑑定や調査の実施について、個別の事情に応じて柔軟に可否を判断。

○裁決書案の検討段階における意見調整方法の工夫。

○残地補償や残地収用、不明裁決等に関する判断を円滑に進めるため、裁決事例を共有し、同様の事例を活用。

○各ブロック内の収用委員会間の連携強化。

## 背景・概要

- ・事業認定等に関する適期申請等については、平成15年及び平成21年に中央用地対策連絡協議会（以下、「中央用対」）事務局から中央用対会員及び各地区用地対策連絡協議会あて通知等しているところ（※）。
- ・今般、被災地において、収用手続の活用が必要となる復興事業が増加することも想定されることから、中央用対事務局から中央用対会員及び東北地区用地対策連絡協議会あて、事業認定の適期申請の徹底と供用開始時期を見据えた収用手続の活用について通知する予定。

※原則として、遅くとも用地取得率が80%又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに収用手続に移行するものとした通知

## 周知内容

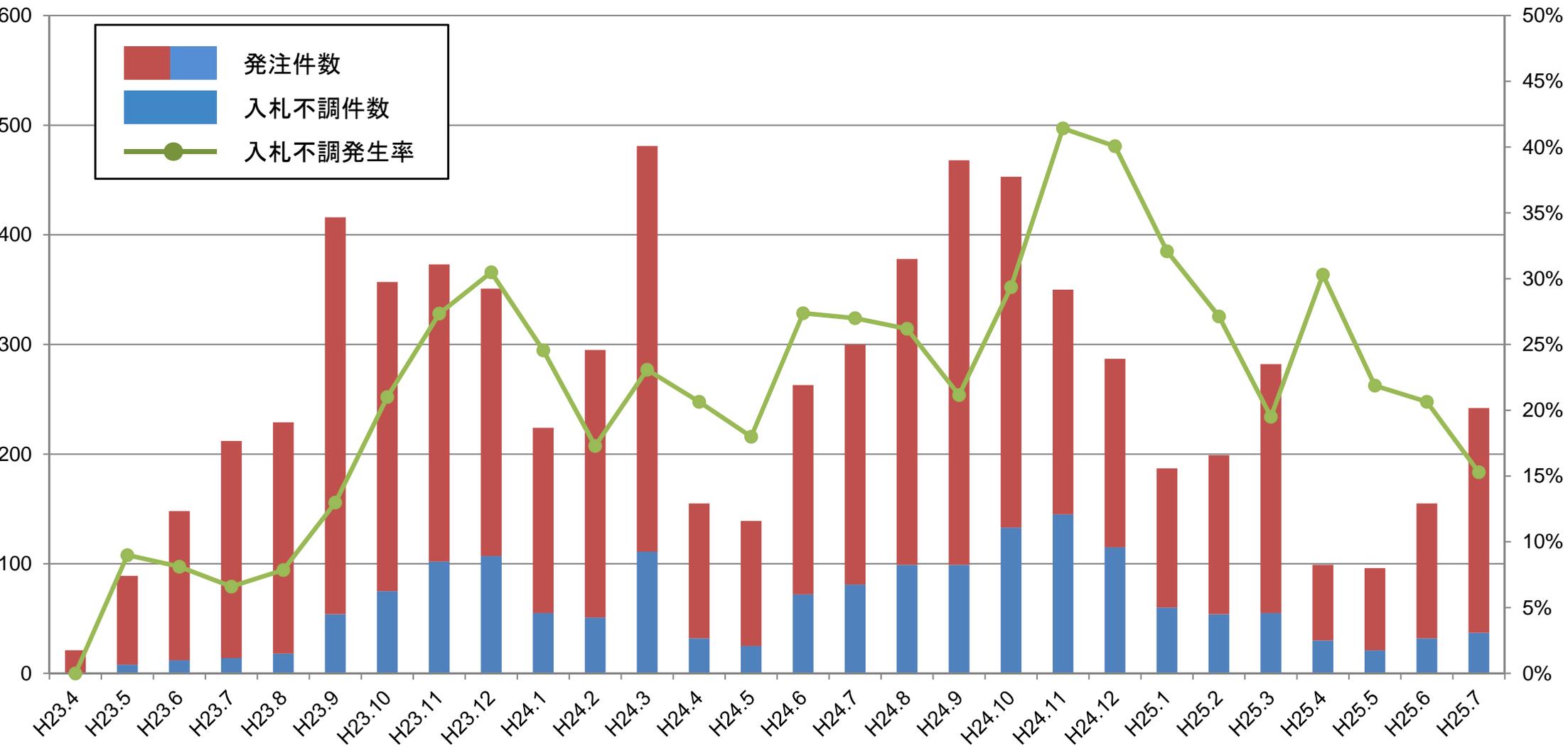
### 1. 事業認定等に関する適期申請の実施について

用地取得率が小さい段階や用地幅杭の打設から間もない時期であっても、適切な時期と判断される限り、用地進捗率80%または幅杭の打設から3年を待たずに収用手続きに移行することは可能であり、望ましい措置であること。

### 2. 供用開始時期を見据えた収用手続の活用

被災地においては行方不明等による不明裁決などの収用手続の活用も想定されることから、供用開始時期等を見据えつつ、事業計画の検討段階からの事業認定申請に向けた準備、適切な段階での裁決申請への移行など、任意での用地取得と並行して事業認定及び裁決手続を進めることが効果的であること。

# 被災地(被災三県+仙台市)の発注工事(土木一式工事)における入札不調の状況



	平成23年度計			平成24年度計			平成25年4月			平成25年5月			平成25年6月			平成25年7月		
	発注件数	不調件数	不調発生率															
岩手県	765	80	10%	891	127	14%	23	6	26%	17	1	6%	58	7	12%	43	5	12%
宮城県	505	139	28%	674	250	37%	11	1	9%	29	7	24%	22	6	27%	62	10	16%
福島県	1,547	214	14%	1,411	351	25%	30	12	40%	31	9	29%	62	15	24%	97	12	12%
仙台市	379	174	46%	485	242	50%	35	11	31%	19	4	21%	13	4	31%	40	10	25%
合計	3,196	607	19%	3,461	970	28%	99	30	30%	96	21	22%	155	32	21%	242	37	20%

## < 予定価格等の適切な算定 >

### ○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・通常年1回改訂する公共工事設計労務単価を3ヶ月ごとに見直し
- ・平成25年4月より単価を21.0%引上げ(入札不調の増加に対応し、単価を5%引上げ(内数))

### ○土工とコンクリート工における復興歩掛の活用

## < 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援 >

### ○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策

- ・URによるCM方式を活用したモデル事業の実施  
女川町・東松島市・陸前高田市・山田町・宮古市・大槌町・気仙沼市・南三陸町  
においてCMR決定

## < 技術者・技能者の確保 >

### ○復興JVの活用

- ・国交省、農水省、岩手県、宮城県、仙台市、石巻市で導入済 (登録件数 農水省10、宮城県104、岩手県10、仙台市6、石巻市24)  
宮城県においては17件の工事で復興JVが落札
- ・平成24年10月10日に、復興JV適用拡大

### ○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(対象工事の拡大)

### ○現場代理人の常駐義務の緩和及び技術者の専任を要しない期間について再周知

### ○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用

## < 資材の確保 >

### ○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・輸送費について設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)は設計変更の事例有 (岩手県、宮城県、福島県、仙台市ともに適用)

### ○資材連絡会・分科会等の設置・拡充

- ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催(6月以降、東北地方連絡会を1回、各地区での連絡会を6回開催)
- ・直轄の生コンプラントの新設、ミキサー船の活用等地域ごとの課題に応じた安定的な供給策を検討・実施

## 概要

○東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、標準歩掛と施工実態とに乖離(日当り作業量の低下)が生じている



○このため、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における施工実態の調査を実施



○調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、関係する32工種について、標準歩掛の日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定

※本歩掛は、平成25年10月1日以降に入札する工事から適用

### ◆日当り作業量の補正内容

#### ①土工(掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業)【3工種】

- ・ダンプトラック不足等による日当り作業量の低下を確認  
→日当り作業量を10%補正

#### ②コンクリート工【29工種】

- ・セメント供給不足等による日当り作業量の低下を確認  
→無筋・鉄筋構造物、擁壁工などCo打設を伴う工種で日当り作業量を10%補正

※詳細は([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000024.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html))

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

## 現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

### ①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

### ②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。(H25.9.19付け通知)

## 被災地における緩和策

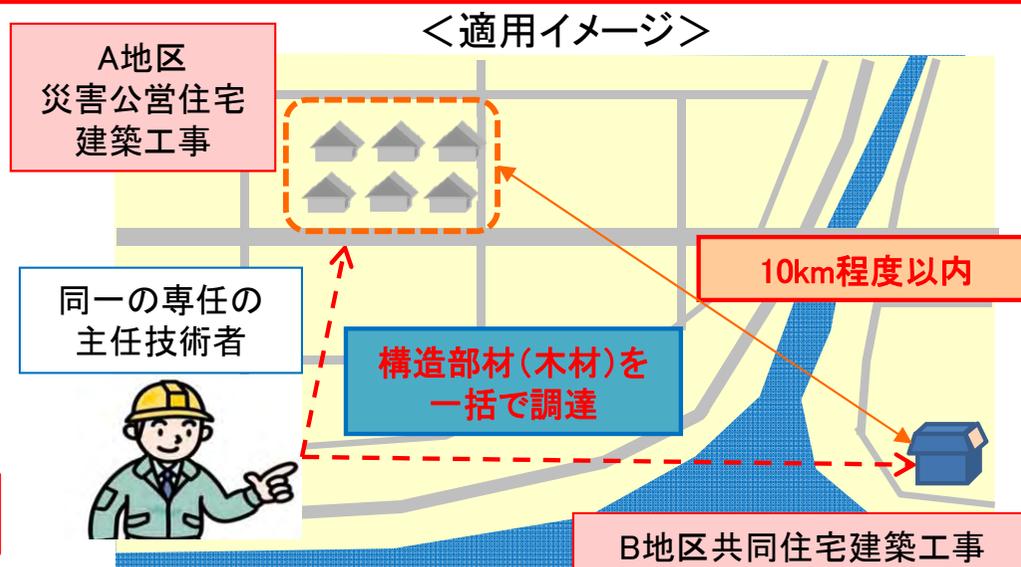
### ①密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの  
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

### ②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

これまでの対策

- コンクリート二次製品や代替資材への**転換**
- 生コンプラントの**増設等**
  - ・民間事業者による生コンプラントの増設
  - ・大量に生コンを使用する港湾・漁港工事における**ミキサー船等**の活用
- 原材料(砂)**の調達の大拡大
  - ・海運等による地域外からの調達
  - ・直轄ダム等に堆積した砂利を骨材として活用



コンクリート二次製品の設置状況

ミキサー船



これらの対策をもってしても、

現在、地域によっては、**需要量が供給能力を超過**

このままでは、**復興事業の進捗への影響が懸念**

## 災害復旧工事向け生コンクリート仮設プラント(宮城県)

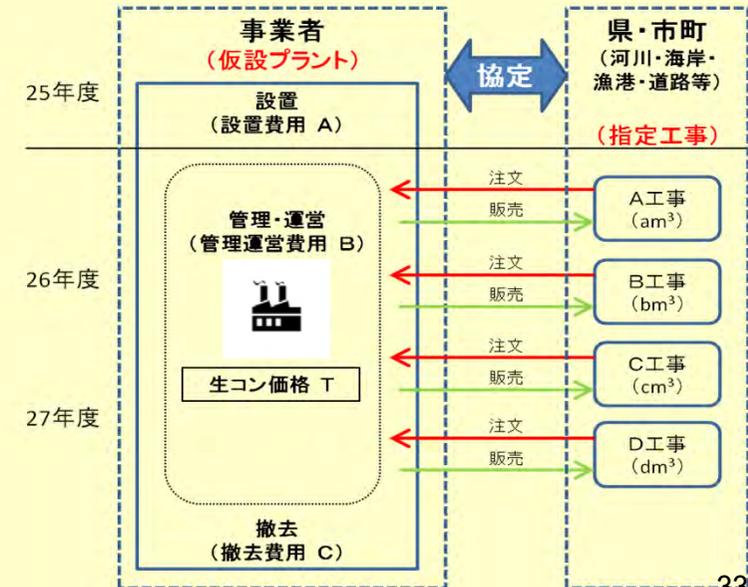
- ・**発注者と生コン供給事業者**が、複数の災害復旧工事への生コン供給(量・期間・単価等)について、**協定を締結**
- ・**工事受注者**は、協定に基づき**生コン供給事業者から生コンを購入**
- ・事業完了後は、プラントを撤去

### ■スキームのポイント

- ・「**需要見通しが不透明**」という**事業リスクを除去**
- ・既存プラントからの需要量を減少させることにより、**地域全体の需給バランスを緩和**し、供給を円滑化
- ・所管官庁が異なる**複数の事業・発注者が参加**することにより、プラントを最大限活用

#### 【プラント概要】

- ・宮城県気仙沼市、石巻市等に**計4基**設置、**平成27年度まで稼働**予定
- ・プラント1基ごとに、**10~20箇所**の災害復旧工事(道路・河川・海岸・漁港等)を指定



新たな対策

# 貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において 事業活動を行うための特例措置の延長について

貨物自動車運送事業の運転者の勤務時間等に係る基準に関し、貨物自動車運送事業者が、車両及び運転者を所属営業所から臨時的に被災地域に設ける拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を行うとする場合の特例を延長する。

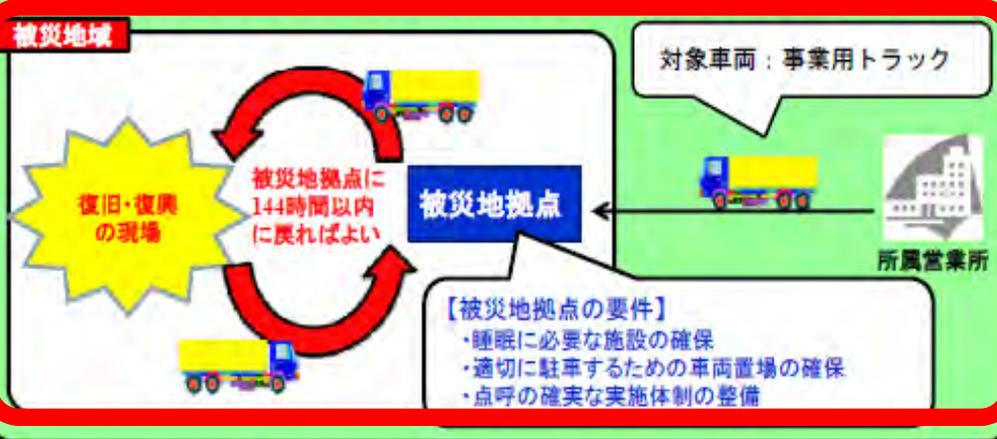
## 原則

運転者の疲労蓄積を防止する観点から、運転者は144時間（6日間）以内に所属営業所に戻る必要がある。（「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準」平成13年国土交通省告示）



## 特例による取扱い

所定の要件を満たす被災地拠点を所属営業所とみなすことにより、上記の基準は堅持しつつ、被災地域での継続的な復旧・復興事業を可能とする。



本特例措置は、平成23年9月13日から1年間の取扱いとして施行され、その後、平成24年9月に延長を行い、平成25年9月12日まで延長している。

## 特例を受けるための要件

- 被災地拠点
  - 睡眠に必要な施設の確保
  - 車両置場の確保
  - 点呼の実施
- 運行管理等
  - 運行管理・車両管理は配車元営業所の責任
  - 点呼方法は次のいずれかを実施
    - 運行管理者又は補助者による対面点呼
    - IT点呼  
(配車元営業所がGマーク営業所の場合)
    - A及びBのいずれも困難な場合  
配車元営業所の運行管理者等との電話点呼の都度、申し合わせがなされている他の自動車運送事業者の補助者の選任要件を満たす者により当該運転者の疾病等の状態について、対面による確認を受ける。
  - 日常・定期点検整備の実施
  - 配車車両に係る記録の保存
  - 業務の処理方法について運行管理規程等に明記

平成28年3月31日まで延長

- ※ 配車先の被災地拠点を管轄する運輸支局（岩手・宮城・福島）においては、毎年度末に届出事業者から自主点検表を提出させ、輸送の安全確保等に係る確認を行い要件の徹底・周知を図る。

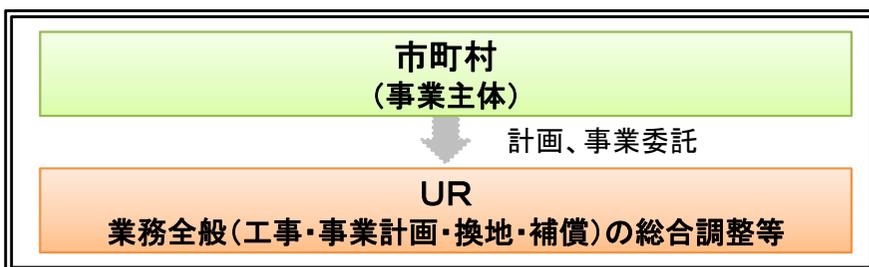


- 万が一、法令違反等が認められた場合は、
- 配車元営業所を管轄する運輸支局等と連携し、必要な措置を講じる。
  - 配車元営業所を管轄する運輸支局等は、法令違反の事実が確認された場合は監査等を行い、必要な措置を講じる。

# URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

## 【メリット】

1. 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
  - ・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
2. 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
  - ・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
3. 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
  - ・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
  - ・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
4. 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
  - ・市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
  - ・CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



### <契約者決定>

- ① 宮城県女川町(中心市街地、離半島部)
- ② 宮城県東松島市(野蒜地区)
- ③ 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区)
- ④ 岩手県山田町(織笠、山田地区)
- ⑤ 岩手県宮古市(田老地区)
- ⑥ 岩手県大槌町(町方地区)
- ⑦ 宮城県気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区)
- ⑧ 宮城県南三陸町(志津川地区)

### <公募手続中>

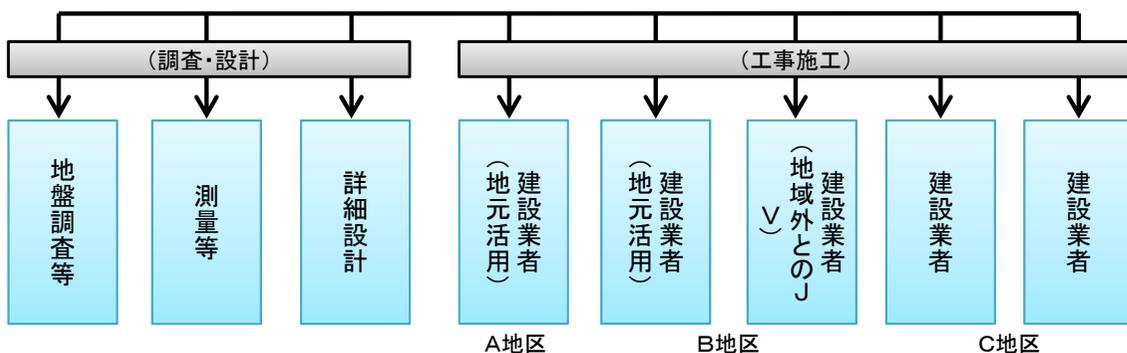
- ① 岩手県大船渡市(大船渡駅前周辺地区)
- ② 岩手県釜石市(片岸、鶉住居地区)
- ③ 岩手県山田町(大沢地区)
- ④ 福島県いわき市(薄磯、豊間地区)

CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)+価格交渉

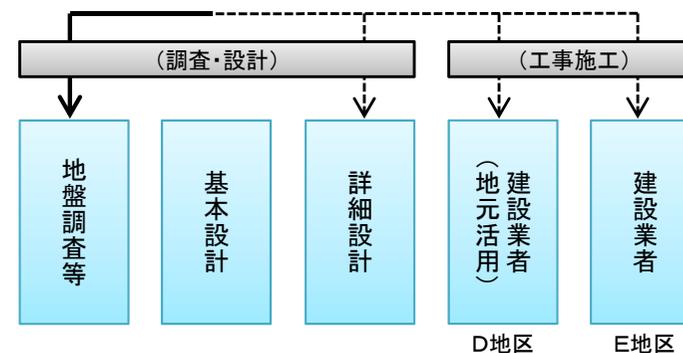


大規模な土木工事の実績を有する建設会社を想定。

### (早期整備エリア)



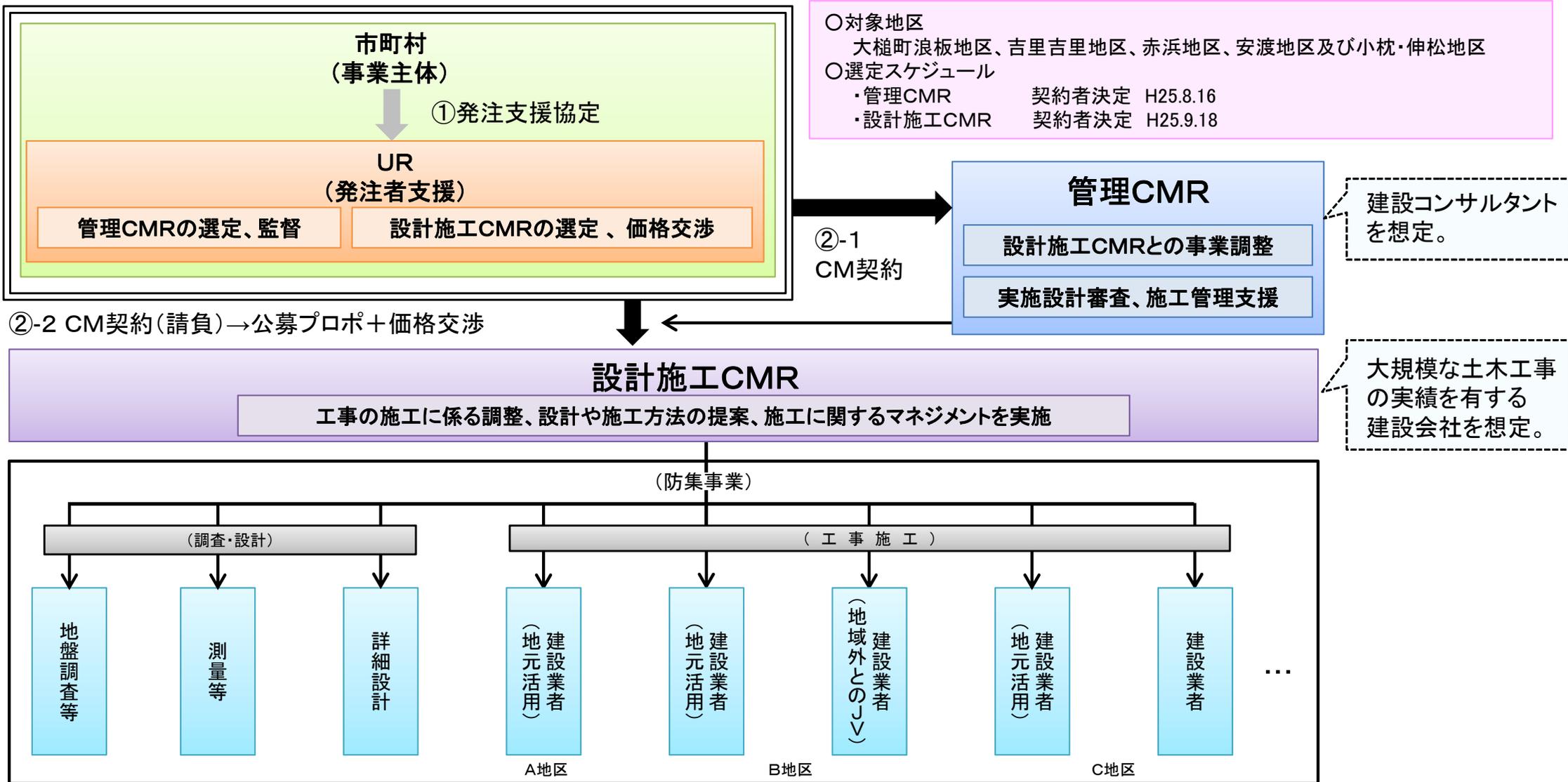
### (次期整備エリア)



# CM方式(大槌町方式)の導入

- 管理CMRとして、建設コンサルタントが参画する方式 → 被災地広範に活用する事が可能
- 大槌町でモデル的に実施し、今後、市町村の要望に応じて拡大
- 今後、復興庁と連携して、本方式を含め市町村の要望を把握

- 対象地区  
大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区
- 選定スケジュール  
・管理CMR 契約者決定 H25.8.16  
・設計施工CMR 契約者決定 H25.9.18



- ① CMRに、地元企業を優先して活用することを義務付け
- ② オープンブック方式の活用
- ③ コスト&フィーの採用
- ④ VE方式の採用

# 被災地の災害公営住宅建設の施工確保への対策

## 災害公営住宅について、関係者による情報連絡会を設置

災害公営住宅の分野に係る情報連絡会を設置し、建築資材の需給の見通しや技術者や技能者等の人材の確保等について、関係者間で情報共有を図り、資材、人材等の安定確保を図る(9月6日に開催)。

## 災害公営住宅に係る補助上限額(標準建設費)を引上げ

被災地における建築工事費の上昇を踏まえ、被災3県の標準建設費について、主体附帯工事費を15%増額するとともに、工期の短縮等による工事費の上昇等に対応するため特例加算を追加(9月1日に施行)。

## URによる一層の支援

被災市町村からの要請を受け、復興まちづくり事業支援のため、被災地に316名のUR職員を派遣(8月19日現在)。今後も要請に応じて、さらに派遣人員増等により支援を強化。

# 災害公営住宅の整備状況

現時点の供給計画及び整備状況 (H25. 8.31現在)

県名	供給計画	整備状況							
		用地確保		うち設計着手		うち工事着手		うち工事完了	
		地区数	戸数	地区数	戸数	地区数	戸数	地区数	戸数
<b>3県合計</b>		255 地区	13,822 戸	196 地区	11,562 戸	76 地区	3,720 戸	22 地区	448 戸
岩手県・宮城県	21,539戸	211 地区	11,472 戸 (53.3%)	160 地区	9,378 戸 (43.5%)	57 地区	2,516 戸 (11.7%)	18 地区	368 戸 (1.7%)
岩手県	6,097戸	76 地区	3,034 戸 (49.8%)	59 地区	2,405 戸 (39.4%)	26 地区	912 戸 (15.0%)	9 地区	251 戸 (4.1%)
宮城県	15,442戸	135 地区	8,438 戸 (54.6%)	101 地区	6,973 戸 (45.2%)	31 地区	1,604 戸 (10.4%)	9 地区	117 戸 (0.8%)
福島県	※	44 地区	2,350 戸	36 地区	2,184 戸	19 地区	1,204 戸	4 地区	80 戸

※ 福島県については、原子力災害による避難者向けの災害公営住宅として、概ね3,700戸を供給予定(第一次整備計画 H25.6.14) 地震、津波被災者向けの災害公営住宅の供給計画は未定。

# 災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会の設置について

《目的》 災害公営住宅の整備に係る建築資材の需給の見通し等について、関係者間で情報共有を図り、円滑な施工の確保に寄与することを目的とする。

- 開催場所 東北地方整備局(仙台市)
- 開催時期 H25年9月6日(金)

## メンバー

### 発注機関

- 岩手県 県土整備部
- 宮城県 土木部
- 福島県 土木部
- 仙台市 都市整備局

### 建設業者団体

- 東北建設業協会連合会
- (一社)日本建設業連合会 東北支部

### 関係機関

- (一社)住宅生産団体連合会
- 岩手県地域型復興住宅推進協議会
- 宮城県地域型復興住宅推進協議会
- 福島県地域型復興住宅推進協議会
- (独)都市再生機構
- 東北地方整備局 建政部

### オブザーバー

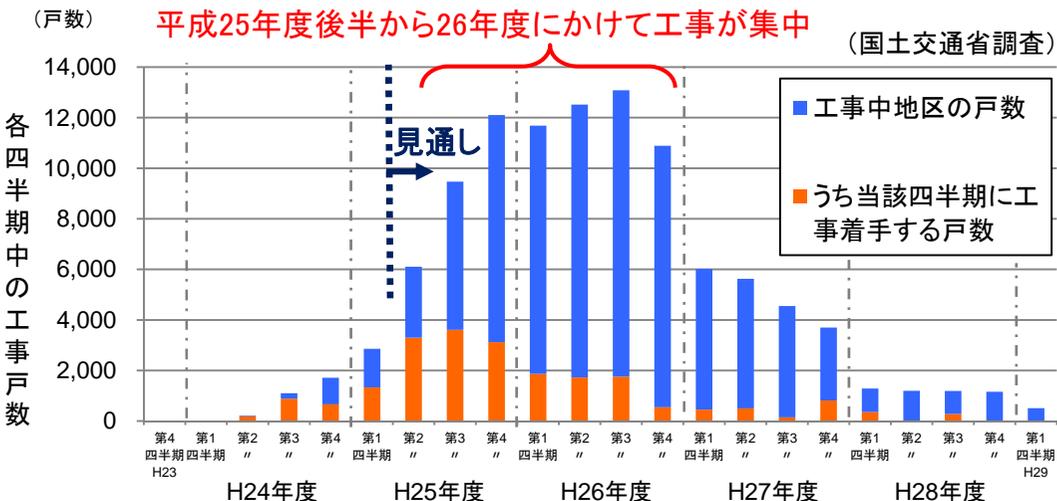
- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
- 国土交通省 住宅生産課
- 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
- 国土交通省 東北地方整備局 企画部、営繕部  
(事務局:東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課)

## 今後の対応

- 各地域(県等)ごとに発注者、受注者で十分に連携し、対応等を深める。
- 生コンの供給者側に、優先供給を要請する。
- 専任の主任技術者の兼務の要件については、9月19日付で緩和。

## 国土交通省からの提供資料

### ○被災3県における災害公営住宅の工事实施の見通し(平成25年8月31日時点)



## 主な意見等

- 建設業者団体等からの主な意見
  - ・資材では特に生コンの供給がひっ迫している。
  - ・専任の主任技術者の兼務の範囲や距離要件を緩和してほしい。
- 発注に係るこれまでの主な取組み
  - ・RC造で、生コンや現場の職人数を削減できるプレキャスト工法等を採用。
  - ・単価改訂の頻度増など、予定価格を的確に設定。

# 公営住宅整備に係る補助限度額について

## 標準建設費とは

公営住宅の補助対象費用の限度額は、標準的な住宅を基本とし、特別な工事については加算することにより算出。

- 標準建設費は、住宅の立地条件・構造・階数に応じ、毎年度の価格変動を反映して国土交通大臣が定める。
- 特別な工事を行うなど通常よりも費用を要する場合は、その工事内容に対して、一定額を加算を措置。

標準建設費



立地条件・構造・階数等により  
決定される金額  
(主体附帯工事費)



特例加算

## 被災地における標準建設費の見直し

【立地条件】仙台市（多雪寒冷地域） 【構造】中層耐火構造・片廊下型 【階数】3階建

従前

主体附帯  
工事費

1,434  
万円/戸



269.5万円

特例加算

躯体工事費等の  
単価上昇分  
  
太陽光発電  
設備工事等



標準建設費

最大  
1703.5  
万円/戸



見直し後

主体附帯  
工事費

1,434  
万円/戸

215万円

躯体工事費  
等の  
単価上昇分



269.5万円

特例加算

追加の性能  
向上等に対応  
  
太陽光発電  
設備工事等

269.5万円

特例加算



標準建設費

最大  
2,188  
万円/戸

※9月1日  
施行

(現在の工事費上昇に対応した  
15%分の高上げ)

(その他特殊事情による  
工事費上昇等に対応)



# 災害公営住宅に係るURによる支援

## ○ 支援の現状

市町村等から要請を受けURが建設に取り組んでいる戸数等

県名	市町村	地区数	戸数
岩手県	5市町（釜石市、大槌町、陸前高田市、大船渡市、山田町）	17地区	519戸程度
宮城県	8市町（塩竈市、多賀城市、女川町、南三陸町、石巻市、気仙沼市、東松島市、名取市）	25地区	2,207戸程度
福島県	2町（新地町、桑折町）	2地区	77戸程度
合計	15市町	44地区	2,804戸程度

## ○ 今後の見通し

<b>岩手県</b> 合計 約 6,100戸	県 約2,900戸	市町村 約3,200戸	うち UR 1,600戸程度	
<b>宮城県</b> 合計 約 15,400戸	県 約5,000戸 （市町村からの受託が中心）	仙台市 3,000戸	その他 市町 約7,400戸	うち UR 4,000～5,000戸 程度
<b>福島県</b> 全体計画は未定	※ 福島県については、原子力災害による避難者向けの災害公営住宅として、概ね3,700戸を供給予定（第一次整備計画 H25.6.14） ※ 地震、津波被災者向けの災害公営住宅の供給計画は未定。			

# おがくち 大槌町大ケ口地区（災害公営住宅）

・URが大槌町から要請を受け、設計※・施工一括発注により工期短縮に努め、町内で最初に完成。

URは9月末現在、15市町村から要請を受け、計2,804戸の建設に順次取組み中。

※実施設計

・町からの要望に沿って、地元産材を活用し、伝統的な景観やコミュニティを形成する復興のシンボルとなる住宅を整備。

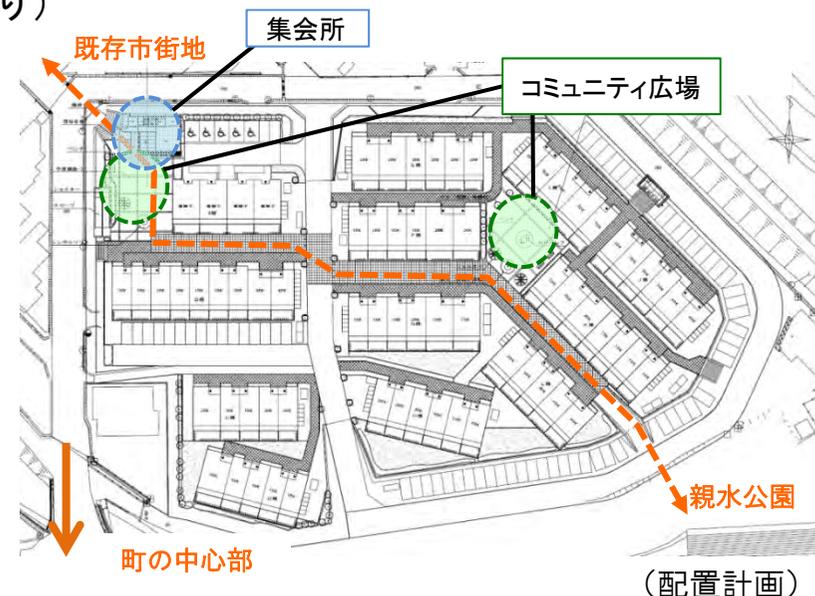
- ・所在地 : 岩手県大槌町大ケ口
- ・敷地面積 : 約1.2ha
- ・構造階数 : 木造長屋 1~2階建
- ・戸数・間取 : 70戸（1DK 27戸、2DK 13戸、2DK（車椅子対応）4戸、3DK 20戸、4DK 6戸）
- ・スケジュール : 平成24年4月 町がURに建設要請  
平成24年度着工、平成25年8月完成
- ・事業主体 : 大槌町  
(町から要請を受けたURが建設し、町が買取り)



地図使用承認©昭文社第536125号



(住棟 (右側)、集会所 (左側) と広場)



## 加速化措置〈住宅再建〉

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
実現及び加速化のための措置を実施	入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知	平成25年4月3日付 「住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所在不明者等の場合の用地取得迅速化及び入札手続きの早期化について」	地方公共団体に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。
	土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知	平成25年3月11日付国都市第312号 「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」	地方公共団体に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。
	防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知	平成25年3月27日付国都安第183号 「集団移転促進事業計画の軽微な変更の取り扱いについて」	地方公共団体に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。

# 加速化措置＜用地取得、埋蔵文化財発掘調査＞

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
土地収用手続きの迅速化	事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内)	平成25年4月5日付国総収第200号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」	地方公共団体等に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。
	国交省職員による実務研修の実施	平成25年4月5日付国総収第199号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」	地方公共団体等に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。
	土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化	平成25年4月5日付国総収第201号 「東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について」	被災3県の各収用委員会に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。
発掘調査の迅速化	防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知。 仮換地の前でも地権者同意があれば、順次工事着手	平成25年3月15日 「東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業における埋蔵文化財発掘調査の実施に関する取扱いについて」	地方公共団体に通知し、復興庁HPに掲載するとともに、関係会議において周知。

# 加速化措置〈人員不足〉

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
広域的な人材の確保	被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入	<p>平成24年10月10日付国土入企第19号 「復旧・復興建設工事における共同企業体の葉面の取り扱いについて」</p> <p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>
	人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い	<p>平成24年6月28日付国土入企第10号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する施行について」</p> <p>平成25年3月8日付総行行第43号、国土入企第34号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」</p> <p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>

# 加速化措置<人員不足>

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
<p>人材の効率的な活用</p>	<p>発注ロットの大型化</p>	<p>平成24年6月28日付国土入企第10号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する施行について」</p> <p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>
	<p>5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和</p>	<p>平成25年2月5日付国土建348号 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」</p> <p>平成25年2月5日付国土建348号 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに掲載するとともに、関係会議において周知。</p>
	<p>被災地域において、10km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和</p>	<p>平成25年9月19日付国土建162号 東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について</p> <p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>

# 加速化措置〈資材不足、発注者支援〉

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
供給体制の拡充	遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い、港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所拡大	<p>平成24年6月28日付国土入企第10号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する施行について」</p> <p>平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」</p> <p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)</p>	地方公共団体に通知し、国土交通省HPIに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。
発注者の負担軽減	複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等)	平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」(再周知)	地方公共団体に通知し、国土交通省HPIに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。

# 加速化措置〈適正な契約〉

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
<p>実勢価格の契約価格への適切な反映</p>	<p>公共工事設計労務単価の改訂</p>	<p>平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」 (再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>
	<p>人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い</p>	<p>平成24年6月28日付国土入企第10号 「東日本大震災の復旧・復興における積算方法等に関する施行について」  平成25年3月8日付総行行第43号、国土入企第34号 「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」  平成25年9月12日付国総公第60号の2 「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について」  平成25年9月19日付国土入企第11号 「東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について」 (再周知)</p>	<p>地方公共団体に通知し、国土交通省HPに施工確保対策一覧を掲載するとともに、関係会議において周知(9月19日付けで再周知)。</p>

## 加速化措置〈適正な契約〉

主な対応方針	施策の具体的内容	関係通知等	周知状況
実勢価格の契約価格への適切な反映	被災3県における標準建設費の見直し	平成25年8月30日国住備第135号等「平成25年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」	地方公共団体に通知し、国土交通省HPに掲載するとともに、9月上旬に各地方公共団体に対し説明会を実施。

住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース  
(第5回会合)

農林水産省 説明資料

平成 25 年 10 月 1 日

# 集団移転促進事業に関する規制緩和

- ・東日本大震災の被災市町村が、集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買う場合、従来は農地として復旧するか、転用するかといった土地利用計画を明示して農地法の許可を受けることが必要であった。
- ・地元からの要請を受けて本年2月4日に省令改正を行い、市町村は農地法の許可なく農地を買い取ることができるよう措置。9月10日現在で3県15市町において農地の買取が進んでいる状況。

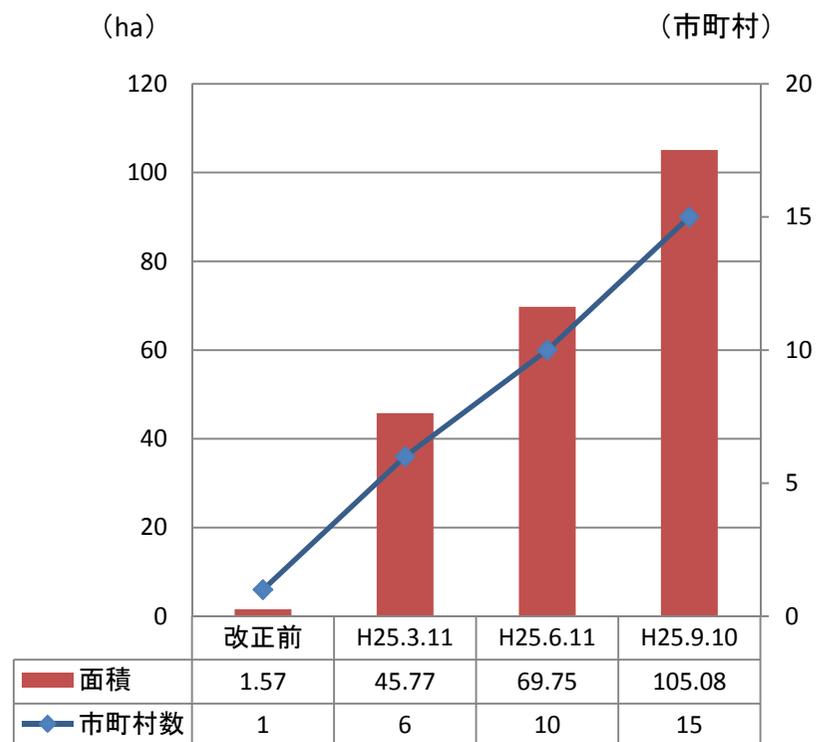
省令改正前後における移転元農地の市町村別買取状況(契約ベース)

(単位: ha)

県名	市町村名	改正前	H25.3.11	H25.6.11	H25.9.10
福島県	いわき市	-	-	-	1.10
	相馬市	-	-	1.47	16.40
	南相馬市	1.57	1.57	1.57	1.57
	新地町	-	11.10	13.00	13.60
宮城県	仙台市	-	1.10	3.81	7.00
	名取市	-	-	-	3.39
	岩沼市	-	25.50	35.70	38.00
	東松島市	-	5.80	9.56	9.56
	亘理町	-	0.70	3.50	3.50
	七ヶ浜町	-	-	-	1.15
	女川町	-	-	0.03	0.03
岩手県	宮古市	-	-	-	0.78
	陸前高田市	-	-	-	6.70
	大槌町	-	-	0.82	1.70
	山田町	-	-	0.29	0.60
計	1.57	45.77	69.75	105.08	

※農林水産省調べ。買取面積は各市町村へ聞き取りにて確認

集団移転促進事業に係る移転元地の買取実績



※数字は各時点での合計

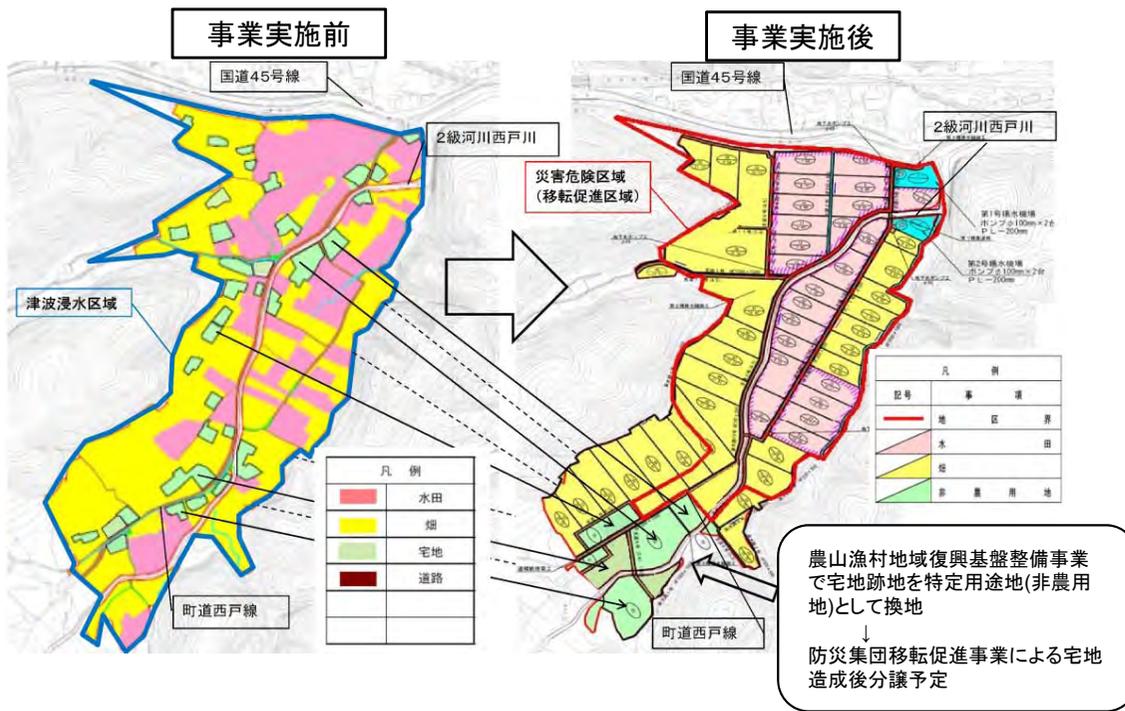
# 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携について

- 防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、地域の復興を加速化。
- 農業農村整備事業によって、移転跡地を含め農地を復旧、大区画化すると同時に、農地に囲まれた宅地の集約を13市町で計画中。このうち、石巻市の2地区(大川地区、北上地区)において工事に着手。

## 南三陸町の例

さいどがわ

宮城県南三陸町「西戸川工区」では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、農業農村整備事業の事業期間が短縮するとともに、効率的な土地利用を実現。



県名	市町村名	地区名
岩手県	宮古市	宮古地区
宮城県	南三陸町	南三陸地区(西戸川工区)
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	磯地区、山元東部地区
	亶理町	亶理地区
福島県	東松島市	西矢本地区
	仙台市	名取地区、岩沼地区
	名取市	
	岩沼市	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区 真野地区
	南相馬市	八沢地区
	相馬市	
3県	13市町	17地区

# 漁業集落の移転跡地における水産関係用地等の整備

- 住宅の高台移転に伴い、漁業者がこれまで自宅敷地等で行っていた漁具の保管や作業用の用地が不足
- このため必要となる水産関係用地を、漁港背後の低地部に漁業集落防災機能強化事業により整備
- 併せて必要となる集落道、災害時の安全性確保のための避難路等を同事業により整備
- 岩手県南部～宮城県北部の移転跡地を中心に、100地区以上で実施予定

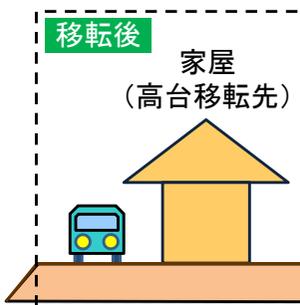
## 課題

- ・ 住宅の高台移転が進む一方で、漁業の継続のために必要な低地部における漁具の保管や作業用の用地が不足

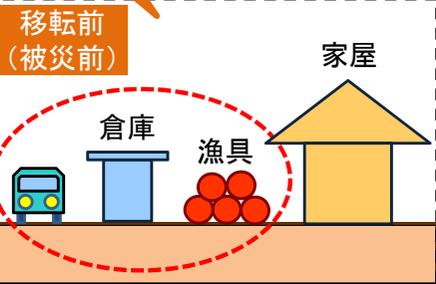
これまで自宅敷地等で行っていた漁具の保管や作業用の用地を確保する必要



高台移転先の宅地整備



移転



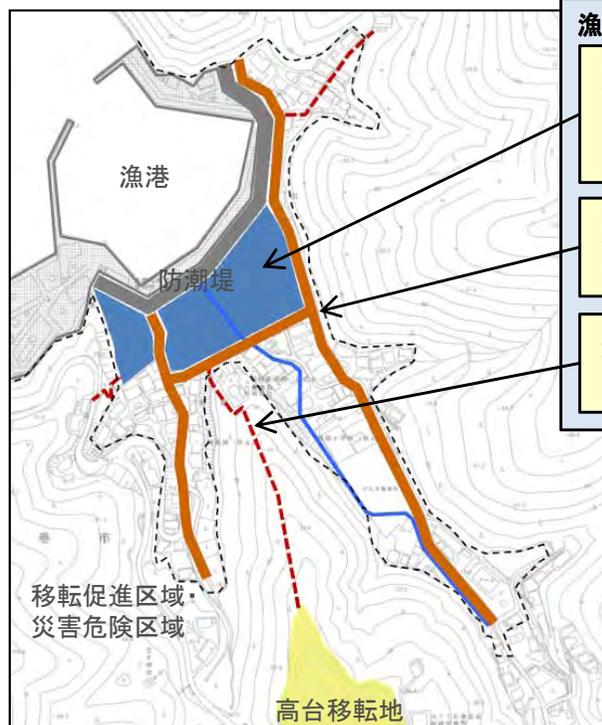
集落低地部の現況

漁港・漁港施設用地

民有地

## 漁業集落防災機能強化事業による整備

- ・ 必要となる水産関係用地を漁港背後の低地部に整備（高台造成の切土の一部流用を想定）
- ・ 併せて必要となる集落道や災害時の安全性確保のための避難路等を整備



### 漁業集落防災機能強化事業による整備

漁業者数、漁業形態に応じた  
所要の水産関係用地（共同  
利用を想定）の整備

漁業活動等に必要となる集落道  
の整備

迅速な避難が可能な避難路  
の整備



高台切土の低地整備への流用（施工中）